

宇治市地域公共交通会議会議録要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、宇治市地域公共交通会議会議運営規程第 5 条の規定に基づき、宇治市地域公共交通会議録（以下「会議録」という。）の作成に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議録の記載事項）

第 2 条 会議録の記載事項は、次のとおりとする。

- （ 1 ） 会議の名称及び議題
- （ 2 ） 開催日時、場所
- （ 3 ） 出席及び欠席委員の氏名
- （ 4 ） 職務のため出席した職員の職氏名
- （ 5 ） 説明のため出席した者の職氏名
- （ 6 ） 傍聴者の人数
- （ 7 ） 会議内容の概要
- （ 8 ） その他委員会等が必要と認める事項

（会議録署名委員）

第 3 条 会議録に署名する委員は、会長及び委員 1 人とする。

（その他必要な事項）

第 4 条 この要領に定めるもののほか、会議録に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 26 年 11 月 19 日から施行する。